| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|---------|--------|---------------------------|--|----|--|----------------|
| 2. 輸出入規 | 制・関税・通 | 関規制・物流 | | | | |
| 1 | 自動部品 | 北米関税制度の高い原産率 | ・関税ゼロとできるUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)の原産率基準は高く、関税を考慮してもアジアからの輸入品の方が安価なため現地調達は増えず、また関税コストが北米企業の利益押し下げの一因となっている。 | 継続 | ・原産率引下げによる北米経済の活性 化。 | ・米国・メキシコ・カナダ協定 |
| 2 | 日機輸 | 関税還付の手続きの遅延 | ・2019年に輸入し地場企業に納入した案件があるが、仮納付した関税の還付が2023年12月までかかり、事務手続きが極めてスロー。還付されるのかされないのかもわからぬまま途中経過の説明もなく宙ぶらりんの状態が長く続いた。 | 新規 | ・事務手続きの速やかな対応、および 検討中であるならばその途中経過の透 明化など、待たせることのないような 処置をお願いしたい。 | |
| 3 | 日鉄連 | アンチダンピ ング措置 | ・2016年10月20日、大径溶接ラインパイプアンチダンピング調査(AD)において、カナダ国際貿易裁定委員会(CITT)が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 -2021年9月27日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 -2022年2月4日、CBSAが措置延長の最終決定。 -2022年8月3日、CITTが措置延長の最終決定。 | 変更 | • 措置撤廃。 | |
| 4 | 日鉄連 | アンチダンピ ング措置 | ・2017年5月3日、鉄筋用棒鋼アンチダンピング調査(AD)において、CITTが損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 -2022年3月29日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 -2022年8月26日、CBSAが措置延長の最終決定。 -2023年2月2日、CITTが措置延長の最終決定。 | 変更 | • 措置撤廃。 | |
| 5 | 日鉄連 | アンチダンピ ング措置 | ・2020年3月13日、厚板に対し、1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 -2022年9月8日、CITTがカナダ財務省の損害有無のレビュー要請に対して、損害の脅威が継続する旨、公示。 | 変更 | •措置撤廃。 | |
| 4. 為替管理 | ・金融 | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 個人宛小切手 の入金処理の 困難 | ・例えば米国の税務当局が、過去米国にて就労し個人所得税を納付しており、当人の日本帰国後に一部所得税の還付があった場合には、個人名宛で小切手が発行される。ただし、日本では小切手を受け入れる銀行は極限られており(SMBC信託銀行など)、受け入れられたとしても手数料が非常に高くつく。北米(米、カナダ)の会社等において代理入金という手段をとることは、数年前まではできたようだが、ここ1、2年では銀行のセキュリティ強化のためそれも難しい状況となっている。 (※ネット記事からの情報でしかないが、個人宛小切手が北米から送付された場合、入金処理ができずあきらめるケースも少なくないよう。) | 継続 | ・不正防止の観点(Wire送金でも不正は防ぎきれないのが実態ではあるが)、効率の観点などから、小切手の文化をなくしていく動きはないものでしょうか。 | |
| 5. 税制 | | | | | | |
| 1 | 印刷機械 | 州・郡毎に異なる税制 | ・法人所得税、売上税の税制、税率が州・郡によって大きく異なり、さらに 頻繁に変更が加えられることから、経理担当者の工数、監査法人への支払い 等の負担が非常に大きくなっている。 | 継続 | ・税金体系の統一、簡素化を進めて頂きたい。 | ・連邦及び州、郡の税法 |
| 2 | 日機輸 | 連結納税制度 の未導入 | ・連結納税制度もしくはグループ納税制度(企業グループ法人間での損益通算による法人税申告)は、米国、英国、EU諸国、オーストラリア、シンガポール、日本等の先進諸国の多くにおいて導入しているが、カナダでは導入しておらず、個々の法人が納税主体となる。 | 継続 | ・多様な企業形態のある状況下、連結納税/グループ納税が認められないのはピジネスの展開にも影響しかねず、導入(選択可)されることが望ましいと考える。 | |
| 3 | 自動部品 | 出張者の個人 所得税に対す る源泉徴収 | ・カナダで就労する従業員に対する報酬については、カナダで源泉徴収義務が発生するが、日加租税条約に基づき、一定の要件を満たせば免税となる。従って、日本本社からカナダ現地法人への短期出張者は原則免税であるが、その恩典を受けるためには事前の申請手続きが必要であり、それが無い場合は一旦個人所得税に掛かる源泉税を納付したうえで、後から還付申請する必 | 継続 | ・日加租税条約で要件を満たす短期出張は免税と取り決められているため、それに従って、一旦納付して後から還付申請するといった煩雑な手続きを排除していただきたい。 | |

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|----------|---------|------------------------------|--|----|---|--|
| | | | 要がある。 事前申請手続き、あるいは一旦納付した後の還付申請手続きが非常に煩雑で 工数も掛かるため対応に苦慮している。 | | | |
| 4 | 日機輸 | 借入保証料・ 配当に対する 源泉税徴収 | ・現在のカナダ税制においては、親会社に対し借入保証料の支払を行う場合、カナダにおいて源泉税10%が課される。 米国では日米租税条約により、支払側国において保証料に対し源泉税を課さない旨合意されている。 カナダにおいては、日加租税条約には明記がなく、カナダ税制において保証料に関する規定(国外関係者への保証料支払いには源泉税を課す旨)がなされている。 | 継続 | ・国が異なるとはいえ、諸点で北米 (米、加)としてとらえられることの 多い状況下、本件税制について、日加 租税条約において源泉税納付の対象外 とする動きがあってもよいのではない かと思う。 | ・カナダ税法212(1)(b) ・日加租税条約第11条 ・日米租税条約第21条 (2004年改正、その他所得に 保証料が含まれる、その他所 得は受益者国のみで課税) |
| 5 | 日機輸 | 借入保証料・ 配当に対する 源泉税徴収 | ・現在カナダ税制においては、25%以上持分の親会社に対する配当の源泉税は日加租税条約で軽減されてはいるものの5%がかかる。 一方米国では日米租税条約により50%以上かつ6ヶ月以上保有持分の親会社に対する配当の源泉税は免除されている。 | 継続 | ・国をまたいだ投資を促進するために も、親会社配当にかかる源泉税はなく なっていくことが妥当と考える。 | ・日加租税条約第10条 ・日米租税条約第10条 (2019年改正) |
| 7. 駐在員・と | 出向者等に関す | る問題 | | | | |
| 1 | 日商 | 就労ビザ取 得・更請時間の きさ 長さ | ・駐在員のビザ更新手続きについて、申請後の待機期間が5-6か月程度である。その間カナダ国外に出ると、別の申請書を作成しなければならず、一時帰国や緊急帰国に支障が出る可能性ある。 就労ビザの新規取得において当局の事前承認を得るのであれば、申請から承認までに時間を要し、赴任者・帰任者間での業務引継ぎや、現地での生活立ち上げタイミングを計るのが困難である。 | 継続 | ・就労ビザ取得・更新に関する申請期 間を短縮して欲しい。 | ・査証制度の運用 |
| 8. 知的財産制 | 制度運用 | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 商標出願審査 の遅延 | ・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5~17ヶ月であるのに対して、カナダでは約38ヶ月となっており、審査期間が長すぎる。 | 継続 | ・審査期間の短縮化を要望する。 | ・商標法など |
| 2 | 時計協 | 長い特許審査 期間 | ・特許審査に2-3年かかり、他の先進国と比較して長い。 | 新規 | ・審査の迅速化。 | |
| 3 | 製薬協 | 特許医薬品の 価格抑制 | ・2019年8月21日に公示された特許医薬品価格設定に対する抑制効果の強化を目的とした改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations)の最終規則では、リベート後の価格の報告が義務付けられるという条項が含まれていたが、連邦裁判所およびケベック州高等裁判所より無効であるという判断が下されたため、修正が行われ、2022年7月1日に施行された。それに伴い、PMPRBガイドライン案も修正が行われ、2022年12月5日まで各ステークホルダーからのコメントを受け付けられた(ステークホルダーとの協議が開始されている)。これらの規則改正は、従来規則よりも薬価の低い国を参照国としたり、薬価算定の指標を追加する等、依然、特許医薬品の価格を過度に低く抑制しか遅ない変更である。結果的に特許医薬品のカナダ国内での承認、アクセスを遅延、阻害され、日本企業の事業機会も阻害されることが懸念される。また、日本を含む他国の医薬品価格、技術革新にも悪影響を及ぼし得る変更である。 | 変更 | ・特許医薬品の価格を過度に抑制する 条項の削除を求めたい。 | · 2019年8月21日公示、改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations) · Draft Guidelines 2022 https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultations/2022-proposed-updates-guidelines.html |
| 4 | 製薬協 | 医薬品特許の 行使機会の制 限 | ・カナダでは、2017年9月の規則改正により、新薬の販売承認保持者とジェネリック申請者との間の訴訟手続が大きく変わった。とりわけ、Health CanadaのPatent Registerに掲載した特許の内、ジェネリック申請者から通知受領後、所定期間に開始する訴訟の対象としなかった特許については、原則として(新薬の販売承認保持者又は特許権者が提訴の合理的な規拠を持っていなかった場合を除き)、後日に特許権者が特許侵害訴訟を提起できなくなるが(estoppel)、これは特許権の正当な行使の機会を制限するものである。 | 継続 | ・estoppel条項を削除して、特許権の 正当な行使の機会を保証して頂きた い。 | • the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations, Subsection 6.01 |

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|----------|--------------|---------------------------------|--|----|---|--|
| 9. 工業規格 | ・基準・安全詞 | | | | | |
| 1 | 医機連 | 規格への対応 の複雑化 | ・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなってきている。 | 継続 | ・世界的な規格、法規制の統一化。 | ・MDR等 |
| 2 | 医機連 | 規格への対応 の複雑化 | ・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手 一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打 ち切られたものも出てきている。 | 継続 | ・世界的な規格、法規制の統一化。 | |
| 10. 環境問題 | 題・廃棄物処理 | ・炭素中立関連の | 者規制 | | | |
| 1 | 日機輸 | 難燃剤に対す る非現実的な 要求、貿易障 壁 | ・Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012の改正規則案が2022年5月に公布された。新たに追加されるデクロランプラス(DP:Dechlorane plus)とデカブロモジフェニルエタン(DBDPE:decabromodiphenyl ethane)に関しては、特定部品とそれらを使用した製品、及び交換部品に対して猶予期間が設定されるなど、産業界の意見が一定程度考慮された点は評価される。ただし、DBDPEについては未代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、および交換用部品については無期限の免除を設定しない場合、米国TSCA PBT規則のPIP (3:1)以上の混乱を招くことが想定される。 | 継続 | ・規制化に当たっては、引き続き産業 界とのコミュニケーションを良り、実現可能な規制化を行ってりまったり頂きたい。 ・特に新たに追加するDP及びDBDPEのうち、作にのBDPEについては、代替品もち存在しないものが多く存在するとから、特定の含有部品とおらを使用した製品、および交換用もなど、適切な規制化を行って頂きたい。 | • Canada Gazette, Part 1 Volume 156, Number 20: Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022 |
| 11. 非能率な | な行政手続き・ | 予見性を欠く法制 | 度等 | | | |
| 1 | 日商 | 許認可申請手 続の複雑・遅 延 | ・環境許認可に関して、州及び連邦政府並びにファーストネーションへの対 応が求められ、複雑かつ時間を要する。 | 継続 | ・認可許可手続きの迅速化を望む。 | |
| 2 | 日機輸 | 連邦法と州法の不一致 | ・連邦法と州法、また米国連邦法に準拠している場合でも、例えば表示の要求など詳細が異なる場合があり、それぞれに対応するために、各々の法文を読み込んで、詳細要求を理解した上で対応する必要があるため、時間やコストが無駄に発生する。 | 継続 | ・完全統一規制にして頂きたい。 | Energy Efficiency Regulation (Federal Regulations issued by Natural Resources Canada (NRCan)) ENERGY AND WATER EFFICIENCY - APPLIANCES AND PRODUCTS (Ontario) Energy Efficiency Standards Regulation (British Columbia) Regulation respecting the energy efficiency of electrical or hydrocarbon-fuelled appliances (Quebec) |
| 15. 新型感 | 染症に起因する ・ | 問題 | | | | |
| 1 | 印刷機械 | COVID-19に よるI-94更新 手続きの困難 | ・Covid-19の感染リスクを考慮すれば米国内での更新手続きが最善のオプションではあるものの、更新には非常に長い期間を要することに加えて高い弁護士費用が掛かる。 | 継続 | ・I-94の更新手続きの簡素化(国外に 出る必要なく)が望まれる。 | ・移民法 |
| 99. その他 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 産業インフラ の未整備 | ・アルバータ州に豊富に存在する天然ガスを利用したクリーンエネルギーであるアンモニアや水素は、今後カナダの西海岸を通して日本に輸出され、日本のクリーンエネルギーの安定確保に寄与できる可能性があると思われるが、そのための鉄道、パイプラインなどのインフラ整備が整っていない。 | 継続 | ・日本政府においても当地のインフラ整備を援助するなどの形で、クリーンエネルギーの日本への輸出促進への助力をお願いしたい。 | |
| | | | l . | | | |

2024年版 カナダ における問題点と要望 4 / 4

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|----------------|---|----|---|-----|
| | | | 特に州を跨ぐことから連邦政府のリーダーシップが必要だが、昨今のアルバータ州政府と連邦政府の対決姿勢を見るに、連邦からのサポートが得られるか不安を感じる部分もある。 | | ・連邦政府からも明確に西海岸経由の エネルギー輸出へのサポートを明言し てくれるよう働きかけてほしい。 | |
| 2 | 日商 | 産業インフラ の未整備 | ・交通、電気、鉱山設備の建設、物資の供給等に係るインフラ未整備から、 鉱山投資及び鉱山プロジェクト参入ハードルが高い。 | 継続 | ・政府による積極的な投資政策を望む。 | |